

Ⅲ－２ 植付（コンテナ苗）

1 苗木の調達

- (1) 苗木の調達は甲の指示により乙が調達し、乙においては苗木調達後速やかに植付が完了するよう植栽計画を立て、監督職員に提示し、苗木搬送、引渡月日、箇所ごと等、細部の打合せを行う。
- (2) 林業種苗法に基づく樹種については同法の規定による。
- (3) 乙は苗木調達後、別に定める苗木確認書（写）もしくは、苗木調達時に受け取る苗木発送伝票（写）を監督職員あて提出し、苗木と共に確認を受けること。
- (4) 規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うこと。

2 苗木の規格・品質

- (1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
- (2) 所定の規格を持つものであること。
- (3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
- (4) 芯があって成長が見込まれるものであること。
- (5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
- (6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかっていないものであること。
- (7) 外傷や欠損のないものであること。

3 樹種及びh a 当たり植付予定本数

特記仕様書のとおりとする。

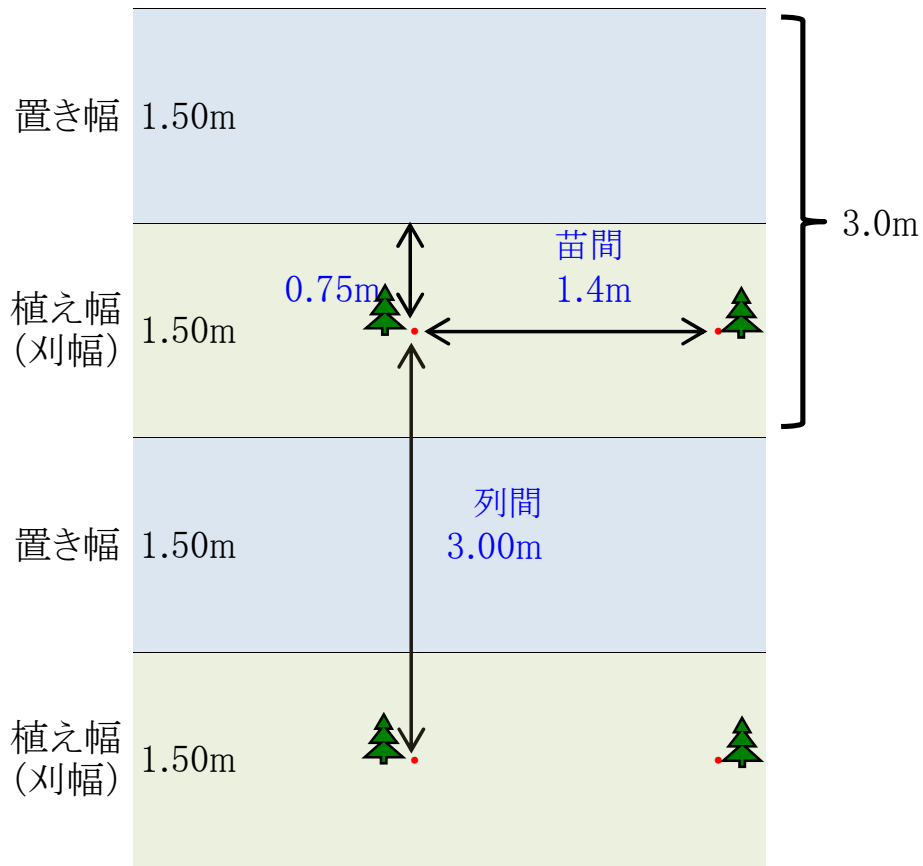
4 苗木の取扱い

- (1) 乙は苗木の輸送、保管に当たっては凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、あるいは活着率が低下させないようにすること。
- (2) 現地に納入した苗木は、植付場所に近い直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管し、速やかに植付すること。なお、乾燥する恐れのある場合は、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。

5 作業方法

- (1) 苗木の標準間隔は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 土中に根鉢が完全に埋まる程度の必要最小限の深さ、大きさの植穴を空けること。
- (3) 植付の方法
 - ①苗木を垂直にし、深植、浅植にならないよう加減しながら植穴に苗木を挿し込み、根鉢と植穴との間に空隙がないよう根元を固め、かつ、植付箇所が窪地にならないように仕上げること。
 - ②植付後は、土壌の乾燥防止のため地被物で、植付苗木の根元周囲を被覆すること。
- (4) 植付位置に伐根、石礫等があるため、別図の苗間、列間どおり植付が不可能な場合は、苗間、列間を調整する。

植付標準間隔図



奈良部瀬戸沢334は林小班

植付本数 2308本/ha

特記仕様書

奈川第一国有林外 森林環境保全整備事業 中信2

作業種	数 量							計	仕 様			
	樹種	カラマツ2大							列間 (m)	苗間 (m)	伐根周囲 (本)	植付本数 本/ha
	適用林小班\梱包種	コンテナ										
補植植付	奈良部瀬戸沢334は	2,100						2,100	3.0	1.4		2,308
合計		2,100						2,100				

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所へ植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

IV 下刈

- 1 作業区域内の雑草・笹・かん木類の刈払いを行い、植栽木に巻きついた、つる類は全て取り除く。
- 2 歩道付近の下刈は、刈払物が歩道の利用に支障を及ぼすことのないように処理する
- 3 刈払いに当たっては、植栽木を折損しないように細心の注意を払わなければならない。特に雑草等の繁茂の著しい箇所では、まず、植栽木の付近で丁寧に刈払って苗木の位置を明瞭にしてから、その周辺の刈払いを行う。
- 4 刈幅は、特記仕様書のとおりとする。
- 5 地上立木及び稚幼樹の処置
高木性有用樹の稚幼樹及び残存立木は可能な限り保残する。

V [欠]

別添

有用広葉樹とは、高木性の次の樹種とする。

オニグルミ	サワグルミ	ドロヤナギ	ハンノキ	ケヤマハンノキ	ウダイカンバ		
シラカバ	ダケカンバ	ミズメ	アサダ	クマシデ	イヌシデ	アカシデ	ブナ
イヌブナ	ウバメガシ	クヌギ	アベマキ	カシワ	ミズナラ	コナラ	イチイガシ
アカガシ	ツクバネガシ	アラカシ	ウラジログシ	クリ	スタジイ	ツブラジイ	
ケヤキ	ハルニレ	ヤマグワ	ホオノキ	コブシ	クスノキ	タブノキ	カツラ
ウワミズザクラ	エドヒガン	オオヤマザクラ	カスミサクラ	ヤマザクラ			
アズキナシ	イヌエンジュ	キハダ	ハナノキ	イロハモミジ	オオモミジ		
ヤマモミジ	コハウチワカエデ	ハウチワカエデ	ウリハダカエデ	イタヤカエデ			
メグスリノキ	トチノキ	アオハダ	シナノキ	ミズキ	コシアブラ	ハリギリ	
ハクウンボク	シオジ	ヤチダモ	アオダモ	キリ			

※中部森林管理局管理経営の指針より抜粋

特記仕様書

奈川第一国有林外 森林環境保全整備事業 中信2

作業種	適用林小班	仕様		
		刈払方法	刈幅	その他
下刈	奈良部瀬戸沢334は	筋刈	1.5 m	
下刈	奈川第一373い1	筋刈	1.5 m	
下刈	奈川第一373い2	筋刈	1.5 m	
下刈	奈川第一382に	筋刈	1.5 m	
下刈	奈川第一384は	筋刈	1.5 m	
下刈	奈川第一396ろ	筋刈	1.5 m	

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

XVII 忌避剤散布（水和剤）

1 散布区域

散布箇所はビニールテープ等によって標示した区域内とする。

2 使用薬剤及び散布量

- (1) 使用薬剤は、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 箇所別の散布量は別紙事業内訳書のとおりとする。

3 作業方法

散布方法は噴霧器で樹冠(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

4 実行上の留意事項

- (1) 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- (2) 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- (3) 強風・降雨時における散布は禁止する。
- (4) 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、魚毒性が高いことから散布液が河川に流入するおそれのあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- (5) 局所的に大量散布はしないこと。

5 安全衛生管理

- (1) 散布に当たっては、保護具等（手袋・マスク等）を確実に着用する。
- (2) 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにする。
特に、眼に対する刺激性が強いため、作業中素手で眼を触るなどしないよう留意する。
- (3) 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- (4) 作業終了後、露出部の水洗いを必ず行う。

特記仕様書

奈川第一国有林外 森林環境保全整備事業 中信2

作業種	適用林小班	数量 (kg・ℓ)	種別	希釈 倍数	仕 様					
					時期	区分	筋		全面・区画	歩道
							散布幅	無散布幅		
忌避剤塗布(散布)	奈川第一373v1	24.0 ℓ	ジラム水和剤		秋期	全木				
計		24.0 ℓ								

※薬剤散布は、沢筋、崩壊地、崩壊地周囲は無散布とする。

※水和剤＝原液

※散布幅・無散布の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離する。

3 除草工

(1) 作業方法

- ①除草工の施工については、時期、箇所について監督職員から指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告すること。
- ②刈り幅は、道片側150cm以上刈払う。
- ③刈り高は、30cm以下に刈払う。
- ④施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努め、刈り取った草等を交通に支障のないように速やかに処理する。

(2) 出来型管理等

- ①施工箇所毎に施工状況を写真撮影する。また、1km毎の完成時には、施工距離を表示して、施工延長が確認できるよう写真撮影すること。
- ②完成後、上記①を監督職員に提出すること。

(3) その他

上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

除草工			
林班	施工延長 (km)	刈幅 (cm)	刈高 (cm)
(奈川第一384外) 奈川黒川(奈川)林道	5.2	片側150cm以上	30cm以下

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
補植植付	令和8年6月30日	部分完了届
下刈	令和8年10月15日	部分完了届
除草工	令和8年10月15日	部分完了届
忌避剤塗布(散布)	令和8年11月30日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。